

(請求人)

様

天草広域連合監査委員 寺本 正和
天草広域連合監査委員 勝木 幸生

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和5年10月17日付で提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求につきましては、下記のとおり棄却することに決定しましたので通知します。

記

第1 請求の受付

1 請求人

住所 天草市志柿町5304-82

氏名 中田 統

2 請求書の受付年月日

令和5年10月17日

3 請求の内容

請求の趣旨（原文のまま）

（1）対象となる財務会計上の事実

①天草広域連合長馬場昭治（以下、連合長と略称）は、新ごみ処理施設整備・運営事業を総合評価一般競争入札により事業者を選定すると決めて令和4年8月17日に入札公告をした。これに2者が応募したが、その内1者は令和4年12月14日に応募辞退し、価格競争には参加しなかった。

連合長は残った一者である（株）川崎技研を代表企業とする企業グループを競争入札なしで総合評価一般競争入札の落札者と決定し、同グループの入札額368億5,000万円を最低入札価格・落札額と決め、159億5,000万円の建設工事請負契約、150億3,807万4,810円の運営業務委託契約、及び契約書に金額を記載しない焼却灰等資源化業務委託契約など6件、55億6,192万5,190円分

の業務委託契約を締結した。

- ②天草広域連合の新ごみ処理施設事業者選定委員（鳥居修一委員長外5名・以下、事業者選定委員と略称）は、令和5年5月16日に総合評価一般競争入札方式による落札候補者を決定し、同日付で事業者選定に係る総合評価の検討内容及び経過の総括として審査講評をとりまとめ、これを公表した。

この講評の価格審査の項目で事業者選定委員は、（株）川崎技研グループの価格点（40点）の算定について「価格点＝40点（配点数）×（最低入札価格／入札価格）により算出」と記載した（最低入札価格／入札価格＝1、すなわち1者だけの入札価格が最低入札価格であったとして算定したもの）。

同グループの入札価格が最低入札価格であるためには、当該入札価格よりも高額な他の入札価格（入札者）が存在しなければならない。ところが当該入札における入札者は同グループ1者だけであって、同社の入札価格より高額な入札価格（入札者）は存在しない。

従って上記の算出式にある最低入札価格は存在せず、この算出式は真実に合致しない。

それを認識した上で、事業者選定委員は、同者が最低入札価格で落札したと偽造するために虚偽の算出式を作成しており、この算出式は下記（2）②の虚偽公文書作成罪の核心をなすものである。

- ③上記（1）①に記載の通り、連合長は焼却灰等資源化業務委託など6件総額55億5,190万円について、委託料の額を記載しないで業務委託契約を締結した。

（2）上記（1）の行為が違法・不当である事実

- ①連合長が競争入札をしないで（株）川崎技研を代表者とする企業グループを総合評価一般競争入札の落札者と決め、その入札額368億5,000万円を落札額として、上記（1）①の各種契約を締結したことは、「請負等の契約は一般競争入札等の方法で締結するものとする」と定めた地方自治法第234条第1項の違反である。

なお連合長は、1者入札で落札者を決定した理由を問う請求者からの公開質問状への回答書（R5.8.21）で、競争入札を前提に公募を行ったこと、入札参加申請を締め切った時点で複数者の応募があったこと、入札結果が予定価格以下であったことにより競争性は確保されていると主張しているが、金額を記入した入札書を実際に2者以上が入札箱に入れなければ競争入札が成立しないことは自明の理である。本件入札では1者しか入れていない。総合評価一般競争入札は、非価格要素評価点と価格評価点とを複数の入札者が競うものである。1者入札ではどちらの評価点でも競争は不可能であり、競争入札は成立しない。

以上の通り、競争入札が成立していないのに、競争入札によるとして落札額（落札

者)を決定し、これに基づく契約を締結したのは競争入札を偽装した違法契約であり、地方自治法の上記条項に違反するものである。

②事業者選定委員が上記(1)②の虚偽の算出式の記載した審査講評を作成し、公表したのは、刑法第156条の虚偽公文書等作成罪に該当し、刑法に違反する。

③6件の総額が55億円以上にのぼる公金の支出について、使途と金額とが確定していない業務委託契約を締結したことは不当である。

(3) 上記(1)及び(2)の結果を生じている、又は生じることが予想される損害事実

①上記(1)及び(2)の通り、連合長が競争入札で決定すべき業者選定を競争入札なしで、上記企業グループ1者の入札額368億5,000万円を落札額と決めて建設工事請負契約及び業務委託契約を締結したことにより、広域連合には違法な契約をした企業グループに対する368億5,000万円の支払い義務が生じた。

②上記契約を続行すれば、広域連合は違法な契約金368億5,000万円を支出する損害をこうむる。

(4) 上記(1)及び(2)で特定した違法な「財務会計上の行為」について請求する措置
請求人は、連合長は以下の措置を講じるよう請求する。

①上記企業グループと締結した総額368億5,000万円の事業契約(建設工事請負契約1件、業務委託契約7件)を解除するために必要な措置。

②上記契約の相手に対して、すでに支払った公金の全額返還を請求するために必要な措置。

③上記契約による公金の支出を停止するために必要な措置。

4 請求の対象となる財務会計上の行為及び各法令に対する違法性の特定

請求書に記載されている財務会計上の行為及び各法令等に対する違法性については、請求書の内容及び陳述時の確認により次のものを対象としているものと判断する。

(1) 財務会計上の行為について

①新ごみ処理施設整備・運営事業の総合評価一般競争入札において、入札者が1者であり競争入札ではない状態のまま落札者を決定し契約を行った行為。

②焼却灰等資源化業務委託ほか5件において、委託料の記載がない状態で契約した行為。

(2) 各法令等の違法性について

①地方自治法第234条第1項に対する違法性

業務委託契約を一般競争入札によらず落札者を決定し契約した行為。

②刑法第156条に対する違法性

事業者選定委員が審査講評において記載した価格点の算出式は、1者の入札では虚偽

となるものであり、これを公表した行為。

5 請求書の受理

本件監査請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく請求として形式及び手続は適格要件を具備しているものとして、令和5年10月17日付で受理した。

第2 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、請求と同時に次の（1）の1から15までの事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）を提出した。また、請求人に対し法第242条第7項の規定に基づき、令和5年11月30日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は新たな「事実証明書」として（2）の16を提出するとともに、請求内容についての補足説明と請求書の文字記載誤り3件、数値の記載誤り1件の訂正を行った。

（1）事実証明書

- 1 新ごみ処理施設の落札者決定に関する公開質問状
- 2 新ごみ処理施設の落札者決定に関する公開質問状に対する回答について
- 3 天草広域連合環境衛生サイト
- 4 新ごみ処理施設の落札者が決定
- 5 天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業 審査講評（抜粋）
- 6 地方自治法（抄）（抜粋）
- 7 刑法第156条（虚偽公文書作成等）条文
- 8 建設工事請負仮契約書（5. 8. 24議会可決で本契約）（抜粋）
- 9 運営業務委託契約書（抜粋）
- 10 焼却灰等資源化業務委託契約書（抜粋）
- 11 焼却灰等資源化業務委託契約書（抜粋）
- 12 最終生成物等運搬業務委託契約書（抜粋）
- 13 最終生成物等運搬業務委託契約書（抜粋）
- 14 最終生成物等運搬業務委託契約書（抜粋）
- 15 不燃残渣等処分業務委託契約書（抜粋）

（2）法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会の付与

日時：令和5年11月30日（木）午前10時

場所：天草広域連合事務所 第4会議室

陳述をした者：請求人

追加事実証明書

16 天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会委員名簿

請求書の訂正

- ① 1 ページ 13 行目「55 億 6、192 万 5、190 円」を「55 億 6, 192 万 5, 190 円」に訂正。(金額中の句点をカンマに改める)
- ② 1 ページ下から 8 行目「選定委員」、2 ページ 1 行目「事業選定委員」、2 ページ下から 4 行目「業者選定委員」をすべて「事業者選定委員」に訂正。(「事業者選定員と略称」と定義しているため)

2 請求人の主張

本件監査請求は、監査委員が天草広域連合長に対し、以下の措置を講じるよう勧告することを求めたものである。

「新ごみ処理施設整備・運営事業」の入札が、法第 234 条第 1 項に違反する違法なものであるため、契約を解除するために必要な措置、すでに支払った公金の全額返還を請求するための措置、及び公金の支出を停止するために必要な措置。

3 関係法令の規定

(1) 地方自治法

第 234 条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(2) 地方自治法施行令

(一般競争入札の公告)

第 167 条の 6 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加する者に必要な資格、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を公告しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、前項の公告において、入札に参加する者に必要な資格

のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしておかなければならない。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項本文又は前条の規定により難しいものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者としてすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

6 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨

及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(3) 天草広域連合総合評価落札方式実施取扱要綱

(落札予定者の決定)

第13条 広域連合長は、入札参加者のうち評価結果が最上位だった者を落札予定者とする。選定委員会を設置した場合は、選定委員会における評価結果が最上位だった者を落札予定者とする。

2 広域連合長は、前項により決定した落札予定者について、第7条第2項及び第3項の規定により、学識経験者の意見聴取が必要な場合は、意見聴取を行わなければならない。

(4) 刑法

(虚偽公文書作成等)

第156条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

※「行使の目的」とは、偽造文書を正式に作成された文書として人に誤信させる目的

4 監査対象課及び弁明書の提出

監査対象課を事務局環境衛生課とし、同課に対し、書面による事実関係の説明及び関係書類の提出を求めたところ、次のような弁明があった。

(1) 請求の対象となる財務会計上の行為について

天草広域連合新ごみ処理施設整備・運営事業（以下、「本事業」と言う。）は令和4年8月17日に総合評価一般競争入札で入札を執行する旨の公告を行った。令和4年10月3日の入札参加申請締め切りまでに、株式会社川崎技研を代表企業とする企業グループ（グループ記号「いるかグループ」）と日鉄エンジニアリング株式会社 九州支店を代表企業とする企業グループ（グループ記号「かもめグループ」）の2つの企業グループから参加申請書類の提出があり、令和4年10月7日付けで本事業の入札参加を認定する旨を記載した入札参加申請結果通知の送付を行った。その後、日鉄エンジニアリング株式会社 九州支店を代表とする企業グループから令和4年12月14日付けで入札参加辞退届の提出があった。

令和5年2月24日、株式会社川崎技研を代表企業とする企業グループから事業提案書等入札書類の提出があり、担当課にて提出書類の確認等の基礎審査を行った結果不備は認められなかったため、令和5年4月14日付けで認定する旨を記載した基礎

審査結果通知の送付を行った。令和5年5月16日に天草広域連合新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会（以下、「選定委員会」と言う。）が非価格要素に関する評価のため株式会社川崎技研を代表とする企業グループからヒアリングを行い、非価格要素点の採点を行った結果、失格基準を上回る31.54点の評価点を得られた。並行して同日行った入札価格の開札の結果、入札額33,500,000円（税抜き）が予定価格33,585,000円（税抜き）を下回ったことが確認されたため、選定委員会は、株式会社川崎技研を代表とする企業グループを落札候補者とする審査講評を取りまとめて、同月30日に、その旨の広域連合長宛の答申が行われ、同日、株式会社川崎技研を代表とする企業グループを落札者として決定した。

その後、工事請負額が天草広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める150,000,000円以上の工事請負であることから、令和5年7月28日に川崎技研・大豊建設特定建設工事共同企業体と建設工事請負仮契約（契約金額 15,950,000,000円（税込み））を締結した。また、工事請負契約が天草広域連合議会の議決を得た場合、契約として効力が生じることを前提に令和5年8月21日に天草グリーンサービス株式会社と運営業務委託契約（契約金額 15,038,074,810円（税込み））を、ツネイシカムテックス陸運株式会社及び天草グリーンサービス株式会社と焼却灰（主灰）運搬に関する最終生成物運搬業務委託契約（単価契約 17,500円／t（税抜き））を、株式会社Green prop及び天草グリーンサービス株式会社と焼却灰（飛灰）運搬に関する最終生成物運搬業務委託契約（単価契約 7,400円／t（税抜き））を、株式会社大島産業及び天草グリーンサービス株式会社と不燃残渣の運搬に関する最終生成物運搬業務委託契約（単価契約 9,000円／t（税抜き））を、ツネイシカムテックス株式会社及び天草グリーンサービス株式会社と焼却灰（主灰）の資源化に関する焼却灰等資源化業務委託契約（単価契約 55,000円／t（税抜き））を、三池製錬株式会社及び天草グリーンサービス株式会社と焼却灰（飛灰）の資源化に関する焼却灰等資源化業務委託契約（単価契約 66,000円／t（税抜き））を、株式会社大島産業及び天草グリーンサービス株式会社と不燃残渣等処分業務委託契約（単価契約 60,000円／t（税抜き））をそれぞれ締結した。

令和5年8月24日に開会した、令和5年第4回天草広域連合議会定例会に川崎技研・大豊建設特定建設工事共同企業体と締結した建設工事請負契約を提案し、同日付で可決の議決がされたことから、建設工事請負契約については本契約になる旨を、各委託業務については契約の効力が生じる旨の通知を行った。

（2）財務会計上の行為の違法性について

請求人は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項を根拠に違法性

を主張しているが、本事業にて採用した総合評価一般競争入札は同法第234条第3項及び同法施行令（昭和22年政令第16号）第167条10の2に基づく、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる入札の方法であり指摘はあたらない。

次に、請求人は選定委員会が株式会社川崎技研を代表とする企業グループの入札額を最低入札額で落札したと偽装するために当該算定式を作成したと主張しているが、当該算定式は天草広域連合総合評価落札方式実施取扱要綱（令和2年告示第9号）第9条に基づき令和4年8月17日に公表した落札候補者決定基準書において記載しているため、請求人の主張にあるように事後的に作成されたものではなく、指摘はあたらない。また、総合評価一般競争入札は前述のとおり、価格その他条件で地方公共団体にとって最も有利な条件となる相手方を落札者としてすることができる入札方法で、最低価格にて入札した者が落札者となるとは限らず、あくまでも当該算定式は連合にとって最も有利となるような価格その他条件が入札参加者から提示されたか否かを測るための一基準に過ぎず、法に定めた総合評価一般競争入札の主旨から逸脱する算定式ではない。

最後に、請求人は運營業務委託契約を除く業務委託契約6件について委託料の額を記載しないで業務委託契約を締結したことにより、用途と金額が確定していない契約を締結したと主張しているが、各業務委託契約書において業務内容について記載しているとともに、各業務契約書別紙3において算定方法及び業務委託単価を記載しているため、指摘はあたらない。

以上のことから、請求人の主張する違法性は存在しない。

第3 監査の結果

1 監査対象事項

請求人が主張する財務会計上の行為は、新ごみ処理施設整備・運営事業の総合評価一般競争入札において、入札者が1者であり競争入札ではない状態のまま落札者を決定し契約を行った行為及び焼却灰等資源化業務委託ほか5件において、委託料の記載がない状態で契約した行為である。その入札と業務委託契約において本件請求が主張する行為の違法性について検証する必要がある、次の事項を監査対象とした。

- (1) 新ごみ処理施設整備・運営事業の総合評価一般競争入札が法第234条第1項に違反するか否か。
- (2) 事業者選定委員会の審査講評における価格点の算定が、虚偽記載であり刑法第15

6条に抵触するか否か。

- (3) 焼却灰等資源化業務委託など6件の契約において、委託料の額が記載されていないことが不当な契約であるか否か。

2 監査対象に対する判断

(1) 監査対象事項(1)について

請求人は、新ごみ処理施設整備・運営事業の入札において、応札者が1者であったことから、競争入札なしで落札者を決定したとして法第234条第1項に違反する行為であると主張しているが、当該事業の入札は法第234条第3項の規定に基づく総合評価一般競争入札であり、請求人の主張する違法性は認められない。

なお、落札者決定に至るまでの入札・契約手続きについては、天草広域連合総合評価落札方式実施取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)に基づき適切に執り行われており、参加申請締切日である令和4年10月3日までに2つの企業グループから参加申請書類の提出がなされたが、その後、1者が入札参加を辞退したため、結果的に1者のみでの参加で落札者を決定するに至ったものである。

落札者決定の時点で、今回のように結果的に応札者が1者となったとしても、総合評価一般競争入札において、そのことのみをもって競争入札が成立しないと断定することは困難であり、落札候補者決定基準に基づく選定委員会による審査及びそれに基づく落札者の決定は、総合評価方式を規定した法第234条第3項並びに取扱要綱に基づく適正な手続きであると判断すべきである。

したがって、当該競争入札は法第234条第1項に違反する事実はない。

(2) 監査対象事項(2)について

新ごみ処理施設整備・運営事業の総合評価一般競争入札においては取扱要綱第5条の規定に基づく選定委員会が設置され、選定委員会の審査講評に基づき落札者を決定している。

請求人は、選定委員会の価格審査に用いられた算定式が虚偽であると主張しているが、当該算定式は学識経験者も含めた選定委員会で決定し、入札公告時点で公表されており、審査講評における価格評価点は適切に算定されたものと判断できる。

したがって、刑法第156条虚偽公文書等作成罪には該当しない。

(3) 監査対象事項(3)について

請求人は、焼却灰等資源化業務委託など6件の契約において、使途と金額が確定していないため不当であると主張しているが、当該契約においては契約書に業務内容を記載しており、契約書別紙として契約金額の算定方法及び業務委託単価が記載されている。

したがって、使途と金額が確定していない不当な契約ではない。

3 監査の結論

以上のことから、新ごみ処理施設整備・運営事業の総合評価一般競争入札による落札者の決定及び業務委託契約は、すべて法令等に基づくものであり財務会計上の違法な行為にはあたらない。したがって、本件請求による措置の必要はないものと認められる。

よって、監査委員の合意に基づき、本件請求を棄却する。